# 第376回所長会議議事要旨

日　　時　令和８年９月１日（火）13：00 ～ 13：12

場　　所　管理棟大会議室 ＋ ウェブ（Teams）併用

出 席 者

【構成員】　浅井機構長、足立理事、小谷理事、花垣理事、道園理事、齊藤素粒子原子核研究所長、
船守物質構造科学研究所長、小関加速器研究施設長、波戸共通基盤研究施設長、
小林J-PARCセンター長（東海キャンパス所長）、東量子場計測システム国際拠点長

【オブザーバー】三明監事、白木澤監事

【管理局等】　櫻井総務部長、森安財務部長、岩見研究協力部長、山本施設部長、
前島安全衛生推進室長、島根監査室長、枝川総務課長、立田職員担当課長、
髙橋情報基盤管理課長、佐野財務企画課長、山口研究協力課長、
三國QUP業務推進室長、栃木資産マネジメント課長、井坂整備管理課長、福田東海管理課長

議　事

【１】協議

（１）筑波大学と KEK の連携協力に関する協定書の締結について

花垣理事から、資料１に基づき説明があり、協議の結果、了承された。また、協議にあたり、以下の質疑応答等がなされた。

＜主な質疑応答等＞

・協定書及び資料中の「連係」と「連携」について、どのように使い分けているのか。

→　第１号連携（前期課程）については、学生が筑波大学の研究室に所属するため、入試等は基本的に筑波大学側で行う。KEK 教員の関与については現在調整中である。第２号連携（後期課程）については、KEK のサブプログラムであるため、KEK 側で対応することとなるが、それほど大きな負担にはならない見込みである。また、組織運営については、機構に KEK サブプログラム設置検討ワーキンググループを設置し、連携教員の候補者等から８名が参加し、カリキュラム等の調整を行っている。

筑波大学では、連係大学院制度そのものを指す場合には「連携」を用いる一方、教育課程ごとに説明する場合には、博士前期課程を「連携」と、博士後期課程を「連係」と使い分けている。

・協定書に記載されている「専任」とは、どのような意味か。また、KEK の教員が筑波大学の専任教員となる場合、総合研究大学院大学（以下、「総研大」という。）との関係はどうなるのか。

→　大学院設置基準等により、一の大学に限り研究指導教員又は研究指導補助教員となることができるものとして従来どおりの専任性が求められることになるので、筑波大学のいわゆる専任教員となる場合には、総研大の専任教員になることはできない。どちらの大学で専任教員になるかは、研究グループ単位で調整することとなる。

・協定書には見直しについて記載されているか、また、連携教員の入れ替えは可能か。

→　協定については、必要に応じて両法人で協議の上、見直すことができる。また、連携教員については、KEK 側から候補者を筑波大学側に申し出た上で、筑波大学の人事委員会で審議することとなっている。このため、連携状況等を踏まえて教員を入れ替えることも可能であり、毎年度の学生募集要項作成時にも指導教員等について確認し、適宜、調整を行うことが可能である。

以上